

---

## サンパウロWB F 法規委員会議事録抜粋

---

Credit: The Australian Bridge Directors' Association Bulletin Issue No.45

(中谷忠義訳)

近年の世界選手権で慣例となっているWB F 法規委員会が開催され、2007 年版デュプリケートブリッジの規則にあるいくつかの曖昧な点について討議し、明確にしました。以下は最新の会議二つからの抜粋です。

- 委員会は、第 73 条 D 項 1 から将来の可能性として「それ自体」を削除することに留意した。
- 委員会は、ACBL の現在流布している規則の第 12 条 C 項 1(e)(ii)に「違反行為がなかったとき」という言葉が含まれていることに気づいた。これは世界ブリッジ連盟 (WBF) が公布した 2007 年規則から逸脱している。ポリスナー氏 (Mr. Polisner) は、ACBL は WBF と対等の組織であり、よってこのような変更を行う権限があるという根拠を説明した。ウィルダフスキー氏 (Mr. Wildavsky) は、ACBL 法規委員会はこの言葉がない場合この条文が何を意味するか理解しておらず、また 1997 年規則ではこの解釈は一つの可能性だったと論評した。この条項のレイアウトは変更されたが、英文の意味は 1997 年規則から変わっていないことを書記 (Grattan Endicott) は指摘した。この問題はこれ以上注目する必要はなく、出席しているディレクターはこの問題が違いを引き起こしたケースを思い出さなかったことに委員会は留意した。
- 委員会は、第 23 条 (および状況が合致すればすべての場合) はオークションとプレイの双方に当てはまることを公式に発表した。WBF は 2007 年規則の公布の際、章と節を削除したが、発行者が章や節を設定したとしてもこのような条文の適用に影響しない。  
[訳注: 第 23 条は「オークション」の章にあるが、オークション中の問題に限って適用するのではなく、該当するあらゆる状況に適用する。]
- 先の委員会議事録 (2008 年 10 月 10 日、第 20 条 F 項 1 に関して) が問題にされた。オークションとプレイ中の質問に対する回答で、プレイヤーには「実際に行われたコール、コールされなかったが関連して代わりにできるコール、およびパートナーシップ間の了解事項としてどの行動を選ぶかに関係する推論」について説明を受ける権利がある。議事録では、「代わりの」コールは違う意味を持つ同じコールではないことを明確にした。従ってシステム上 4NT の後の 5♦ レスポンスはマイナーのプリファァであれば、この場合ブラックウッドに対する答えはシステム上利用できる代わりのコールではなく、プレイヤーにはこの意味についての情報を得る権利はない。ウェインスタイン氏 (Mr. Weinstein) は、プレイヤーにはコール、プレイヤーおよび現行のディーラーの条件から生じる対戦相手のパートナーシップの了解事項を知る一般的権利 (第 40 条 A 項 1(b) および 40 条 A 項 2) があるので、オークションおよびプレイ中に質問した場合、第 20 条 F 項 1 の特定の規定に制約されるべきではない、との意見だった。書記 (Grattan Endicott) の見解は正反対だった。長時間の議論の後、2008 年議事録に従うことで合意した。
- 委員長の要請で委員会は説明の間違い (mis-explanation) が訂正されたとき生じる情報の事態を検討した。主任ディレクター (Max Bavin) は、ディレクターを呼ばなければならないことに委員会の注意を喚起した。エンディコット氏 (Mr. Endicott) は、呼ばれたときディレクターは第 21 条を適用することを主張した。ディレクターは、コールするプレイヤーの判断が「与えられた間違った情報により十分影響された可能性があるか」を判定しなければならない、と第 21 条に書かれている。ウィルダフスキー氏 (Mr. Wildavsky) は、プレイヤーには告げられたこと - 委員会はこの情報が正当であることに合意した - および対戦相手のシステムを知る権利があることを指摘した。例 (2♥-4♥で 2♥は「ストロング」と説明された) で、最後の位置のプ

レイヤは 2♥はウィークという情報を受け取った場合、二つの情報の矛盾に気づいたことを根拠に最終コントラクトにダブルをかけることを認められるべきであると考えた。長い議論が続き、例がいくつも検討された。委員長は、第 16 条 A 項 1(a)で合法的なコールやプレイに由来する情報は、与えられた正しい情報と間違っただけの情報の両方を含むと解釈できるかもしれないと提案した。長い議論の後、次のように決定した：

- (a) 第 21 条 B 項 1 は行われたコールに関する限り適用する；ディレクターは、コールが「プレイヤに与えられた間違っただけの情報により十分影響された可能性があるか」を判断する必要がある。プレイヤが正しい情報（のみ）を得ていれば違うコールをした可能性が十分あるとディレクターが判断しない限り、第 21 条 B 項 1 によるコールの言い換えも第 21 条 B 項 3 によるスコア調整も認めない。
- (b) 第 20 条 F 項 4 の下にオークションが終了する前に説明が訂正されたとき、ディレクターは第 21 条 B 項を適用する。この条文はディレクターに手順\*を指示していないが、プレイヤは間違っただけの説明と正しい情報のどちらも利用できる。

[\*書記注：このような状況で 1998 年議事録は管轄団体が指針を示すことができることを示唆している。]

- ウィグネル氏 (Mr. Wignall) はゾーン 7 からの二つの質問を提出した：
  - (a) どのような状況でも第 69 条 B 項 2 の適用に当たり加重スコアは使用しないことを確認した。この条文によれば「このようなトリック」を移行するかしないかは、ディレクターが事実を確認して決定する。
  - (b) 第 26 条 B 項関係。委員会は、ディクレアラールはパートナーの最初のプレイ（など）の順番に任意のスタートのリードを禁止することができ、合法的なオークションで指示されたスーツとそれ以外のスーツを区別しないことを確認した。
- 委員会は、オークション期間の開始（第 17 条 A 項）とオークションの開始（「定義」参照）との間隔、およびこの間に見せたカードについて検討した。第 24 条は特別法 (specific law) であり、これを適用する場合（カードがパートナーに見えるかもしれない）、第 16 条の一般規定に優先する。
- プレイヤが 10 トリック目に最初から 14 枚のカードを持っていたことに気づいたという状況の報告を受けた。ディレクターはこのボードを配り直したかった。特別法は一般法に優先するという原則に照らして、委員会は、第 13 条を適用しなければならず、ボードを修正して普通にプレイすることができない場合は調整スコアを与えることを確認した。
- 委員会は、上告期限（第 92 条 B 項）直前に裁定の要請があった状況について検討した。これはディレクターにとって難しい状況である。委員会の見解では、ディレクターは上告委員会に持ち出す前に裁定を行うべきである。第 84 条と 85 条は特別法であり、問題を直接上告委員会に持ち出すという考えに優先する。
- 一般に「ダブル・ショット」と定義されるものは、以前 1998 年 8 月 30 日の議事録で確認されたように、第 12 条 C 項 1(b)が意味する範囲内でギャンブル的な行動のことである。この同じ条文に照らして、「重大な間違い」の判断基準はきわめて高いものでなければならず、またプレイヤの技量も関係する。このような考慮は、調整スコアを与えた後ディレクターが非反則側から（全面的もしくは部分的に）調整を取り去ってスプリット・スコアを検討する際に発生する。
- 双方の側が同じボードでリボークしたときは（第 64 条 B 項 7 および 64 条 C 項）、そのリボークが起きたときの公平の査定でそれぞれのリボークを別々に調査する。
- 「プレイ期間」に関して、第 40 条 B 項 2(b)は、ボード終了後と次のボード開始との間の時間にプレイヤが自分のシステムカードや覚え書き (aide-memory) を参照することを認めていると見なされている。あらゆる関連規定も考慮すべきである。第 9 条 A 項 3 にはダミーがハンドのプレイ終了後は違反行為を指摘する権利（第 42 条および 43 条の条件内で）が含まれている。